平成２９年（フ）第７４４号
埼玉県越谷市大字南荻島3583番地　ハイツ小田２－205
債務者　福崎　健司
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１０３号
埼玉県草加市弁天５丁目34番29号
債務者　源田　つね
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１０４号
埼玉県草加市弁天５丁目34番29号
債務者　源田　達雄
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第６６号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目３番13号　市川荘101
債務者　大嶋美由紀
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第７４号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目２番29号　サンシャイン大原102
債務者　西原　順一
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第９８号
埼玉県富士見市羽沢３丁目７番12―101号
債務者　早坂　直美（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第５０号
埼玉県東松山市大字高坂1914番地18　関口荘101
債務者　小澤　昭久
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第５７号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町1397番地町営宮本住宅Ｄ－101号
債務者　糸井　由子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１７２号
千葉県山武郡九十九里町片貝5023番地２
債務者　藍　真由美
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第４号
千葉県旭市鎌数1129番地16　シーサイド14番館203
債務者　熱田　未稀
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第５号
千葉県大網白里市柳橋79番地８
債務者　葛西めぐみ
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第１３号
千葉県山武市本須賀3841番地338
債務者　安田佐喜子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第２７号
千葉県東金市田間780番地２
債務者　大島　知恵（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第９５号
北九州市小倉南区長野１丁目16番１－203号、前住所北九州市小倉南区長野１丁目16番１－103号
債務者　内藤　みき
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１０７号
北九州市八幡西区御開４丁目３番45号（201）
債務者　阿井　　遥
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１２６号
北九州市戸畑区明治町４番３－401号
債務者　雪野　眞弘
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４０２号
沖縄県那覇市宇栄原１丁目18番25号
債務者　上原　沙希
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部